相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県長生郡睦沢町上之郷二八一九番地、最後の住所東京都国立市東二丁目一九番地の三　被相続人　亡　江澤　慶子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二十八日

東京都八王子市横山町五番一五号三井生命八王子ビル九階八王子ひまわり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　古川健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県柏崎市西本町三丁目九六〇番地、最後の住所東京都練馬区旭町二丁目四三番六号　被相続人　亡　渡邉　貞夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二五番二号ブリヂストン虎ノ門ビル一F

相続財産管理人　弁護士　笠井　治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都清瀬市中里五丁目五八九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　出下リツ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二十八日

東京都日野市多摩平一丁目一一番地の四かたくり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　英司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市旭区中希望が丘五三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大野　正人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二十八日

横浜市戸塚区戸塚町一二一番地七オセアン戸塚町ビル三階

相続財産管理人　弁護士　小豆澤史絵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県大垣市室村町六丁目一九番地、最後の住所岐阜県大垣市綾野町二〇〇番地一〇　被相続人　亡　外川　善仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二十八日

事務所岐阜県大垣市久瀬川町三丁目八番地

相続財産管理人　司法書士　兒玉　利昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市昭和区北山本町一丁目二三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　伊藤　諦衛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二十八日

事務所名古屋市中区丸の内三丁目五番三三号有楽ビル二階春馬・野口法律事務所

相続財産管理人　弁護士　野口　葉子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中村区太閤五丁目八番、最後の住所名古屋市港区木場町二番地の一二五特別養護老人ホームこすも　被相続人　亡　日沖ゑづ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二十八日

愛知県名古屋市千種区今池一丁目五番三号FUTABAビル三階今池法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮﨑　亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府藤井寺市道明寺五丁目二七一番地、最後の住所大阪府藤井寺市道明寺四丁目八番七号　被相続人　亡　榎本　吉男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二十八日

堺市堺区中瓦町一丁一番二一号堺東八幸ビル五階

相続財産管理人弁護士　西村　陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市広本町三丁目一〇四八二番地、最後の住所広島県呉市広文化町六番四一号　被相続人　亡　西　勝次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二十八日

事務所広島県呉市焼山中央一丁目一三番六号　相続財産管理人　遠藤　學

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県鞍手郡小竹町大字勝野一七〇三番地、最後の住所福岡県鞍手郡小竹町大字勝野一七〇三番地の一八　被相続人　亡　組坂　秀敏

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年八月二十八日

和歌山県御坊市名田町上野四〇九番地

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所

竹澤　月光　大阪府狭山市西池尻四七五―二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二十八日

福岡県直方市古町一一―九デントビル三階弁護士法人奔流法律事務所直方オフィス

相続財産管理人　弁護士　徳永　由華

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県日置市東市来町養母五四三三番地、最後の住所鹿児島県霧島市国分中央四丁目一番三五号　被相続人　亡　山﨑　満秀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月二十八日

事務所鹿児島県霧島市国分中央一丁目三番四二号　JR九州国分ビル二階　きりしま法律事務所

相続財産管理人　弁護士　末吉　隆之

任意清算公告

当法人は、平成二十四年八月二十七日をもって解散し、司法書士法第四十六条第三項において準用する会社法第六百六十八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十四年八月二十八日

東京都新宿区高田馬場一丁目二七番一三号あゆみ法務司法書士法人

社員　渡邉　豊

大洋電機株式会社

代表取締役　熊谷　豊

株式の種類及び数

普通株式百株